

鳥獣被害防除機材貸出要領

(目的)

第1 この要領は、市民等が野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、北上市鳥獣被害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）が所有する鳥獣被害防除機材（以下「機材」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口及び貸出機材)

第2 貸出窓口及び貸出機材は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3 機材を貸し出す対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在地を有する団体又は法人

(貸出及び返却の方法)

第4 機材の貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）は、貸出窓口に電話等で機材の貸出し状況を確認のうえ、貸出申込書（別記様式）を提出するものとする。

- 2 前項による申込があった場合、機材の利用が適当と認められるときは、協議会は、期限を設け申込者に対して機材を貸し出すものとする。
- 3 申込者は、機材を貸出窓口から直接受け取り、直接返却するものとする。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理の者が返却できるものとする。

(貸出期間)

第5 機材の貸出期間及び数については、別表のとおりとする。

(料金)

第6 貸出料金は、無料とする。

(損害賠償)

第7 協議会は、申込者が故意又は過失により機材を破損、汚損した場合は、申込者に対してその修繕に係る費用の負担を求めることができる。

- 2 機材の使用に当たって発生した事故については、それが機材の欠陥によるものである場合を除き、申込者が責を負うものとし、協議会は一切の責を負わない。

(禁止事項)

第8 申込者は、機材を使用して次の行為を行ってはならない。

- (1) 営利目的の活動を行うこと。
- (2) 機材を第三者に転貸すること。

- 2 申込者は、機材の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項に

従わなければならない。

(補足)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月5日から施行する。

別表 貸出窓口及び貸出物品

貸出窓口 北上市鳥獣被害対策連絡協議会

【事務局】北上市農林部農業振興課園芸畜産係

住 所 北上市芳町1番1号 北上市役所本庁舎3階

連絡先 72-8238（直通）

貸出物品

物品	整備数	貸出可能数	貸出期間	備 考
センサーカメラ	3台	3台まで	14日以内	
アニマルトラップ	25台	3台まで	30日以内	ハクビシン捕獲用箱罠
LEDライト	10本	3本まで	90日以内	夜間のカラス追払い用
クマ注意看板（大）	30枚	—	1年以内	
クマ注意看板（小）	30枚	—	1年以内	
爆音機	5台	1台まで	1年以内	・別途ガス缶が必要 ・設置場所に関して協議が必要